

ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金交付要綱

(総則)

第1条 群馬県は、パラリンピック等の国際大会で活躍できる選手を支援すること及び将来的に活躍が期待できる人材を発掘・育成することにより、群馬県のパラスポーツの競技力・競争力向上を図るとともに、世界で戦える「始動人」たるパラアスリートの輩出、スポーツを通じた感動の創出、共生社会の実現を達成するため、予算の範囲内でぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金を交付する対象者（以下「補助対象者」という。）は、ぐんま強化指定パラアスリート選考委員会において選考された者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象となる経費等は、別表のとおりとする。

- 2 経費の収支を明らかにした書類及び領収証等の証拠書類については、事業を実施した翌年度以降5年間保存し、群馬県知事が必要と認めた場合は一時提出するものとする。
- 3 領収証等の証拠書類については、使途が明確に分かるよう、品目、個数等の明細が明らかである（記載されている）ものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金交付申請書（第1号様式）に、その関係書類を添えて、指定した期日までに群馬県知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請は、申請者本人が行うものとする。
- 3 申請内容に虚偽の内容が確認された場合は、交付額の全部または一部を取り消し、返還を命ずるとともに、ぐんま強化指定パラアスリートの認定を取り消す場合がある。

(補助金の交付決定)

第5条 群馬県知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金実績報告書（第2号様式）を群馬県知事に提出しなければならない。

- 2 報告時には、証拠書類を添付するものとする。

(補助金の交付及び額の確定)

第7条 群馬県知事は、ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金実績報告書の内容を精査し、額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金は、前項の規定による額の確定後に交付する。
- 3 補助金については、ぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金口座振込依頼書

(第3号様式)の受理後、30日以内に支払うものとする。ただし、提出された書類に不備・不足がある場合は、申請者がその不備・不足を解消した後30日以内に支払うものとする。

- 4 補助金は原則として申請者名義の口座への振込により支払うものとする。ただし、申請者が自身名義の口座を作成できない等の特別な事情がある場合は、申請者本人から委任を受けた者への支払いも可能とする。この場合、ぐぐんまパラアスリート始動プロジェクト補助金口座振込依頼書の提出時に、委任状をあわせて提出すること。

(その他)

第8条 この要綱に定める以外の事項については、その都度協議する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助金額	トップ枠	1人あたり500,000円(年間上限)
	育成枠	1人あたり300,000円(年間上限)
	次世代枠	1人あたり100,000円(年間上限)
対象期間	当該年度の2月末日まで ※当該年度開始時(4月1日)から本申請書提出以前(すでに実施済み)の事業も申請の対象とする。	
対象内容	①指導者の技術指導の補助 指導者が行う補助対象者に対する技術指導・合宿や大会参加のコーディネート等に要する経費 ②合宿費や遠征費の補助 ③スポーツ用具等その他消耗品の購入費補助	
対象経費	①報償費 指導者等への技術指導代 ②旅費交通費 自家用車等の移動経費(ガソリン代)、有料道路利用料金、公共交通機関利用費用(航空賃、鉄道賃)、宿泊料 ③負担金 大会等参加費 ④消耗品費 スポーツ用具、その他の消耗品 ⑤使用料 練習会場等の使用料、大会参加時の自家用車駐車料金	

【留意事項】

添付する証拠書類等

領収証：宛名は、補助対象者とする。但し書きには、品名・単価等を明記する。

宿泊費の領収書は、宿泊明細書も添付する。

※原則、原本の提出とするが、困難な場合は写しを提出すること。

関係書類の添付：遠征や合宿に伴う派遣依頼文等の写しを添付する。

個人負担金の支出は、金額が明記されている実施要綱等を添付する。

成績・活動実績が分かるもの：賞状・新聞記事・雑誌等の写しを添付する。

競技成績のみならず、メディア・講演会出演、その他社会貢献活動の実績も評価対象とする。

(補助対象者名、大会名、成績が鮮明に読み取れるよう

写しを取ること。)